

令和7年9月1日

お客様各位

あいち海部農業協同組合

振込規定の改正のお知らせ

当組合では、令和7年10月1日（水）より、振込内容の変更（訂正）時に変更（訂正）手数料をいただくこととなりました。このことに伴う振込規定の改正を令和7年10月1日（水）に予定しています。

改正の内容の詳細につきましては、以下の改正箇所にかかる新旧対照表をご参照ください。

振込規定の新旧対照表

（下線は、訂正箇所）

新	旧
振込規定	振込規定
1 適用範囲 （略）	1. <u>（適用範囲）</u> （略）
2 振込の依頼	2. <u>（振込の依頼）</u>
（1）～（3） （略）	（1）～（3） （略）
（4）振込の依頼にあたっては、振込代り金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料（以下、 <u>「振込代り金等」</u> といいます。）を支払ってください。	（4）振込の依頼にあたっては、振込代り金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料（以下「振込代り金等」といいます。）を支払ってください。
3 振込契約の成立	3. <u>（振込契約の成立）</u>
（1）～（2） （略）	（1）～（2） （略）
（3）前2項により振込契約が成立したときは、当組合は、依頼内容を記載した振込金受取書、振込受付書または利用明細票等（以下、 <u>「振込金受取書等」</u> といいます。）を交付しますので、依頼内容を確認してください。この振込金受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。	（3）前2項により振込契約が成立したときは、当組合は、依頼内容を記載した振込金受取書、振込受付書または利用明細票等（以下「振込金受取書等」といいます。）を交付しますので、依頼内容を確認してください。この振込金受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。

4 振込通知の発信 (略)	4. <u>(振込通知の発信)</u> (略)
5 証券類による振込 (略)	5. <u>(証券類による振込)</u> (略)
6 取引内容の照会等 (略)	6. <u>(取引内容の照会等)</u> (略)
7 依頼内容の変更 (略)	7. <u>(依頼内容の変更)</u> (略)
8 組戻し (略)	8. <u>(組戻し)</u> (略)
9 振込代り金の返却 (略)	9. <u>(振込代り金の返却)</u> (略)
10 通知・照会の連絡先 (略)	10. <u>(通知・照会の連絡先)</u> (略)
11 手数料	11. <u>(手数料)</u>
(1) (略)	(1) (略)
(2) <u>依頼内容の変更および組戻しの受</u> 付にあたっては、当組合所定の手数 料をいただきます。この場合、前項 の振込手数料は返却しません。 <u>ま</u> <u>た、依頼どおりの処理</u> ができなかつ たとき <u>も</u> 、 <u>訂正組戻し手数料は返却し</u> <u>ません。</u>	(2) 組戻しの受付にあたっては、当組合 所定の <u>組戻し</u> 手数料をいただきます。 この場合、前項の振込手数料は返却 しません。 <u>ただし、組戻し</u> ができな かったとき <u>は</u> 、組戻し手数料は <u>返却し</u> <u>ます。</u>
(3) 組戻しされた振込代り金を返却せ ずに改めてその資金による振込の受 付をするときも、店頭表示の振込手 数料をいただきます。この場合、 <u>前</u> <u>項の組戻し手数料は返却しません。</u>	(3) 組戻しされた振込代り金を返却せ ずに改めてその資金による振込の受 付をするときも、店頭表示の振込手 数料をいただきます。この場合、組 戻し手数料は <u>返却します。</u>
(4) 貯金口座から振替えた振込代り金 が入金口座なし等の事由により返却 された場合、振込手数料は <u>返却しま</u> <u>せん。</u>	(4) 貯金口座から振替えた振込代り金 が入金口座なし等の事由により返却 された場合、振込手数料は <u>返却いた</u> <u>しません。</u>
(5)～(6) (略)	(5)～(6) (略)
12 災害等による免責 (略)	12. <u>(災害等による免責)</u> (略)
13 譲渡、質入れの禁止 (略)	13. <u>(譲渡、質入れの禁止)</u> (略)
14 貯金規定等の適用 (略)	14. <u>(貯金規定等の適用)</u> (略)
15 規定の変更等 (略)	15. <u>(規定の変更等)</u> (略)
以上	以上
(<u>2025年10月1日現在</u>)	(<u>令和2年4月1日現在</u>)

付則 この規定の改正は、令和7年10月1日から施行する。